

令和5年12月20日
株式会社トーウン

埼玉県の「多様な働き方実践企業」認定制度における

「プラチナ」認定に関するお知らせ

このたび当社は、令和5年12月1日付で、埼玉県が推進する「多様な働き方実践企業」の認定制度において、最上ランクの「プラチナ」認定を受けました。

この制度は、仕事と家庭の両立を支援するため、多様な働き方を実践している企業等を県が認定するものです。当社は、全9項目のうち、以下7つの項目について認定を受けることができました。今後も当社は、社員一人ひとりがやりがいを持って働くことができる職場環境づくりを進めてまいります。

- ・ 育児・介護休業、短時間勤務、子の看護・介護休暇等の利用実績がある
- ・ 出産後復帰して1年以上継続して働いている従業員がいる
- ・ ノー残業デーや独自の休暇制度など、働きやすい職場づくりに取り組んでいる
- ・ ホームページなどで働き方に対する取組を表明している
- ・ 男性従業員が育児休業等を取得している
- ・ 残業時間が少ない・有給休暇の消化率が高い
- ・ 離職率が低い・従業員の平均勤続年数が高い

